

平成 23 年 10 月 11 日

各保健福祉事務所長

保健医療部健康危機管理課長

生活衛生部薬務課長

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う健康局
結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編について（通知）

このことについて、別添のとおり平成 23 年 9 月 30 日付け健発 0930 第 9 号、
医薬発 0930 第 1 号にて厚生労働省健康局長、医薬食品局長から連名で通知が
ありましたので送付します。

なお、（社）神奈川県医師会長、（社）神奈川県病院協会長、（社）神奈川県
医薬品卸業協会及び各市町村予防接種主管課あて同通知を送付しています。

また、本通知による本県保健福祉局保健医療部健康危機管理課及び生活衛生
部薬務課の所掌業務の変更はないことを申し添えます。

問い合わせ先

健康危機管理課

感染症対策グループ 中西

電話 045(210)4793 (直通)

ファクシミリ 045(633)3770

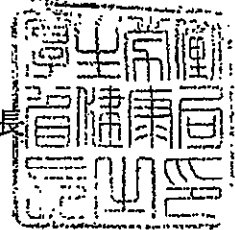




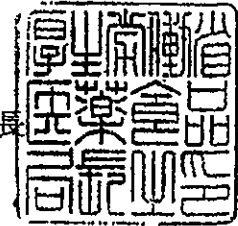
健発0930第9号
医薬発0930第1号
平成23年9月30日

都道府県知事
各 政令市長 殿
特別区長

厚生労働省 健康局長



医薬食品局長



厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う健康局
結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成23年政令第302号）が平成23年9月30日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第121号）が同日公布され、ともに同年10月1日に施行される。これにより、健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編が行われることとなった。

改正の概要は下記のとおりであるが、貴職におかれては、今回の改正の趣旨を十分ご理解いただくとともに、貴管内市町村、貴管内関係業者、医療機関、関係団体等に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

1 改正の概要について

- ① 予防接種行政について、ワクチンの情報収集、流通、分析、評価、接種体制の整備等を一元的に担う体制を作るため、医薬食品局血液対策課の所掌事務を健康局結核感染症課へ移管する。
- ② 具体的な改正の内容は以下のとおりである。
 - (1) 健康局結核感染症課に予防接種室を設置すること。
 - (2) ワクチン等の生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課に移管すること。

2 健康局及び医薬食品局の通知についての今後の取扱いについて

- ① 組織改編前に発出された医薬食品局内の各職による通知は、組織改編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- ② 組織改編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織改編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織改編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

3 今般の改編に伴う留意点について

以下の業務に係る担当課が、医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課予防接種室となるのでご留意願いたい。

- ① 「国有ワクチン供給要領（昭和26年8月6日付薬発第357号厚生省薬務局長通知）」（別添）に基づき、都道府県が行う国有ワクチンの供給の申請
- ② 製造販売業者、卸売販売業者、都道府県、その他関係団体等が行う国有ワクチン及びその他のワクチン（トキシイド、抗毒素を含む）の安定供給に関する問い合わせ
- ③ ①及び②以外で、医薬食品局血液対策課が行っていたワクチン（トキシイド、抗毒素を含む）の生産及び流通に関する問い合わせ

薬 発 第 3 5 7 号

昭和 2 6 年 8 月 6 日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長
厚生大臣官房会計課長

国有ワクチンの供給について

標記については、本年 8 月 1 日以降別記国有ワクチン供給要領により供給等の事務を行うこととするから御了知の上管内関係の向きへも周知方取り計らわれたい。

おって、この通ちようの国有ワクチンの種類は、発疹チフスワクチン、コレラワクチン及びインフルエンザウイルスワクチンの 3 種である。

※ 現在は、ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（A B E F 型・E 型）、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン、乾燥ジフテリアウマ抗毒素の 6 品目となっている。

（別記） 国有ワクチン供給要領

一 政府関係需要に対しては、次により供給する。

- （1）政府関係各庁の需要に対しては、物品取扱令規に従い保管転換の事務処理とすること。
- （2）国家防疫事務を地方公共団体等に委託したときの需要に対しては無償で譲与すること。
 - 2 上により譲与を受けたものについては、毎月末の出納を明らかにし翌月 1 0 日までに別記第 1 号様式で厚生省薬務局分任会計官吏（以下分任官）あて報告すること。
 - 3 上により譲渡を受けたもの一部または全部をその目的外に使用したときは、その使用分について毎四半期で精算し、一般売私の要領により処理すること。

二 一般需要に対しては、売私処理の方法をとり、次により供給する。

（1）申請

申請は、すべて文書によることとし、緊急のためやむを得ないときに限り電信または口頭によってよいが、事後速やかに申請書を提出すること。

- 2 前項後段の申請者が著しく遅延したときは、現品の回収をすることがあること。
- 3 申請は、次に掲げるものを除き、各都道府県において管内需要を取りまとめ一括申請とし、特別の事情のあるときは、市町村またはその他の需要者から申請してもよいが、この場合は、都道府県衛生部の証明を要すること。

イ 公共企業体

ロ 特殊事業場

ハ 外国駐在公館指定病院または医師（海外渡航者用）

ニ 連合軍指定病院診療施設（連合国軍要員用）

ただし、前号に掲げるものについても都道府県が一括して申請することについては差し支えないこと。

4 申請書は、別記第2号様式とすること。

(2) 契約書

契約書は、政府所属物品の売払契約とし、申請の都度これを結ぶこと。

- 2 契約書は、売払代金が60万円を超えないときは省略するが、会計経理上別記第3号様式の付属書を申請書に添付すること。
- 3 契約書は、別記第4号様式とし、申請書を受領したとき本省から正副2通を作成し申請者に送達し、その1通を本省分任官あて返送すること。

(3) 売払代金

売払価格は、厚生省の定めた容器代及び諸掛を含めた価格とすること。

- 2 代金は、本省の発行する納入告知書により納入すること。
- 3 所定の期日内に納入できない事情のあるときは、ただちに理由をそえて延納の協議をすること。

(4) 現品発着

現品は申請により発送すること。

- 2 現品を受領したときは、ただちに数量等を確認し、別記第5号様式を受領書を分任官あてに送付すること。
- 3 数量の過不足、破損その他事故を発見したときは、着後2週間以内にその事情を分任官に通知し、協議の上処理すること。

(5) 交換返品

前項3により協議の上処理するものを除いては、交換または返品の処置は取り扱わないこと。

ただし、事情により使用残を来たし、他に譲渡等の処置を依頼されたときは、適正な保管により品質に変化を生じていないと認められたものについてのみ斡旋は行うが、会計経理は授受当事者間で処置すること。